

校 長 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は宮崎県校長会と称し、事務局を宮崎県校長会館内におく。

第 2 条 本会は、本県義務教育の充実発展のためにその歴史的・地域的教育課題を常に広く深く洞察し、それに即応した活動を行うことを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 校長職の職務遂行と研修に関する事
- 2 県内校長の協力提携に関する事
- 3 教職員の資質・地位向上に関する事
- 4 教育条件整備のための教育関係機関・団体との連携・協力に関する事
- 5 教育上必要な研究・調査・広報に関する事
- 6 九州及び全国の校長会との連携に関する事
- 7 その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 組 織

第 4 条 本会は小学校長及び中学校長をもって組織する。

- 2 本会に小学校長会並びに中学校長会をおく。

第 5 条 本会の組織強化のため、各市、郡に支会をおく。

第 3 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 3 名 |
| 幹 事 | 4 名 |
| 理 事 | 各支会小・中学校代表者 |
| 監 事 | 4 名 |

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は本会運営の企画立案、庶務会計及び連絡・調整を掌る。
- 4 理事は理事会を構成し、本会の重要な運営上の事務にあたる。
- 5 監事は本会会計を監査する。